

# 令和5年度 作手地域自治区

# 地域活動交付金の事業募集

## 募集期間

令和4年12月19日（月）～令和5年1月27日（金）

地域活動交付金は、地域の課題解決や地域の活性化のために市民が主体的に取り組む活動に対して支援する交付金です。

### 1. 応募資格・要件

次の要件すべてに該当する団体が対象となります。

- ① 16歳以上の者が、3名以上で構成する団体。  
ただし、団体の構成員のうち作手地域自治区の区域内に在住する者が1名以上いること。
- ② 政治活動、宗教活動または営利活動を目的としない団体。
- ③ 暴力団でない団体、暴力団員と関係の無い団体。



対象となる団体は、行政区や子供会などの地縁に基づく団体や、テーマにより結びついた市民活動団体などがあります。

### 2. 対象事業

令和5年度に実施・完了する事業で、以下の項目のすべてに該当するものが対象となります。

- ① 作手地域自治区の区域内の地域が抱える課題に対して団体が自発的に解決に取り組む事業
- ② 目的、計画が明確な事業

前記にすべて該当しても以下の項目に該当する事業は対象となりません。



- ① 営利活動（参加費や寄付金などを事業費に充てる場合は除く）、宗教活動、政治活動を目的とした事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ④ 他の制度から補助金等の交付を受ける事業

### 3. 交付金額

交付金額は、作手地域協議会が事業内容を審査し、市長が決定します。



交付率・・・交付対象経費の100%以内  
上限額・・・1団体につき50万円

※ただし、申請金額からの減額や条件を付して交付決定等を行う場合があります。

※交付決定額は、1,000円未満切り捨てとなります。

### 4. 交付対象経費

【対象経費】・・・事業の実施に直接必要な経費です。

(報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、委託料、原材料費等)

【交付対象とならない経費】

- ① 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
- ② 用地取得費
- ③ 団体の構成員に対する食糧費（作業時又は会議時のお茶代を除く。）
- ④ 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
- ⑤ その他市長が社会通念上適当でないと認めた経費



さぎそう博士

※詳細は、作手自治振興事務所にお問合せください。

### 5. 応募方法

下記の書類を作手自治振興事務所へ提出してください。適切な必要書類が期限までに備わっている必要があります。事前の申請相談をおすすめします。

#### 必要書類

- |            |              |                        |
|------------|--------------|------------------------|
| ① 企画書      | } 指定様式<br>※1 | ⑥団体の活動内容が分かる書類（規約、会則等） |
| ② 事業計画書    |              | ⑦会員名簿（行政区・地縁団体を除く）     |
| ③ 年間活動計画書  |              | ⑧見積書 ※2                |
| ④ 収支予算書    |              | ⑨他人の財産を使用する場合は承諾書      |
| ⑤ 申請団体の確認書 |              | ⑩その他事業に応じて指示する書類       |

※1,※2

申請書様式の①～⑤及び、⑧見積書が必要となる経費一覧表は、**作手自治振興事務所**にてお渡しします。また、**新城市ホームページ**からも入手することができます。

<http://www.city.shinshiro.lg.jp>

作手地域自治区

検索

## 6. 選考方法・審査基準

選考方法は、作手地域協議会が行う書類審査及び公開審査でのプレゼンテーション（審査委員や一般参加者の前で事業内容等の説明をすること）の結果を踏まえ、市長が決定します。結果は後日、交付金の交付内定通知書等により通知します。

公開審査実施日：令和5年3月4日（土）

- ・一般の人も参加できる公開の場で申請事業のアピールをしてください。
- ・プレゼンテーションは、**団体の正会員**の方が行ってください。
- ・申請書を提出しても、**公開審査に参加できない場合は交付の対象とはなりません。**（総事業費が10万円未満の事業は、プレゼンテーションを省略することができますが、事業に関する審査委員からの質疑に答えられるよう、公開審査に参加していただきます。）
- ・やむを得ない事情により、書類審査のみとなる場合もありますので、予めご了承ください。



みね あさひ助手

### 《審査基準の項目と視点》

審査は次の評価項目と視点で行います。

評価項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民等のニーズがあり、必要性が高い事業であるか。</li><li>・幅広い地域住民等に参加の機会があり、利益を提供する事業であるか。</li><li>・地域の課題解決や活性化につながる事業であるか。</li></ul>
主体性	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請団体自ら汗をかいて行う事業であるか。 （委託や備品購入が、事業目的の全部または大部分でないか。）</li></ul>
実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の目的や効果に合った無理や無駄のない事業計画の内容であるか。</li><li>・事業計画の内容に合った無理や無駄のない予算計画であるか。</li><li>・申請団体の実施体制や協力団体等との協力体制は整っているか。</li></ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請団体が今後も継続して同事業又は新たな事業を展開していくことが見込まれるか。</li><li>・他の団体や分野へ波及し、効果をもたらすと期待できるか。</li></ul>
総合評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・コメントを付して、事業の総合的な見解や個人的価値観で評価する。</li></ul>

## 7. その他

事業完了後、実績報告書を提出していただきます。

また、活動の様子や成果などを模造紙にまとめ、成果報告会において活動報告（パネル展示等）をしていただきます。成果報告会は、例年3月に行っています。**成果報告会での報告も交付の条件**となっています。

令和5年度予算案が、新城市議会で議決されない場合は、募集中止となりますので、予めご了承ください。

## 8. 地域活動交付金を活用した具体的な事例

- ①生活環境の改善、景観づくり、環境保全を図るもの  
不法投棄防止などの活動、ごみ集積場の設置、花壇整備、獣害防護柵の設置など
- ②安全安心な地域づくりの推進を図るもの  
交通安全マップの作成、啓発活動、防災に関する教室の開催など
- ③地域の伝統、文化芸能などにより地域づくりの推進を図るもの  
歴史資源の保存整備、伝統芸能継承の為の資材購入、地元の歴史文化をまとめた冊子作成など
- ④子どもの健全育成の推進を図るもの  
子育て支援行事の開催、世代間交流事業など
- ⑤保健、医療福祉の向上を図るもの  
健康づくり講座の開催など
- ⑥地域の特性を活かした地域づくりを図るもの  
ボランティアガイドの育成、交流イベントの開催など
- ⑦地域活動拠点の整備により地域活動の活性化を図るもの  
ゲートボール場等の生涯スポーツ拠点整備など



## 活動事例

『田代区』（H27年度）・『菅沼区』（H29年度）  
地域の自然・文化・歴史等を後世に伝えるため、史料を編纂し冊子を作りました。



『学校跡地のあり方を考えよう会』（令和元年度）  
学校跡地の活用の一例として、「自然体験」「学び体験」を開催し、地域の魅力を発信しました。



### 【お問い合わせ】

新城市役所 企画部 作手自治振興事務所

住所：〒441-1492 新城市作手高里字縄手上60 作手総合支所内

電話：0536-25-7878 FAX：0536-37-2216

E-mail：tsukude-jichi@city.shinshiro.lg.jp